

輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表

一般型用

申請者の納税地			
申請者の氏名又は名称			
販売場の所在地		担当者氏名	
販売場の名称		連絡先 (電話番号)	

添付書類の確認 (確認欄にチェックしてください。)			確認
1	許可を受けようとする販売場の見取図 (免税販売手続を行う場所を付記したもの)		<input type="checkbox"/>
2	その他参考となるべき書類		/
	免税販売の方法を販売員に周知するための資料 (免税販売手続マニュアルなど)		<input type="checkbox"/>
	免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料 (免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したものなど)		<input type="checkbox"/>
	申請者の事業内容が確認できる資料 (会社案内やホームページ掲載情報など)		<input type="checkbox"/>
	許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料 (取扱商品リスト、商品カタログなど)		<input type="checkbox"/>
	許可を受けようとする販売場において使用する購入者への必要事項の説明のための案内等		<input type="checkbox"/>

届出書の提出状況の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出		<input type="checkbox"/>

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

- ① 次のイ、ロの要件を満たす事業者 (課税事業者に限ります。) が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納 (その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限り) がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。
- ② 現に免税購入対象者の利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- ③ 免税購入対象者に対して免税販売するための手続 (免税販売手続) に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。
 - ※ 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要な手続を免税購入対象者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。

なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用しながら、免税購入対象者に手続を説明できる程度で差し支えありません。

また、「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを必要としているものではありません。
- ④ 臨時販売場ではないこと (設置期間が7か月超であること。)
- ※ Visit Japan Web を利用した免税販売手続への対応は事業者の任意であることから許可要件とはされておらず、Visit Japan Web の利用に係る届出書等の提出も必要ありません。

《免税販売手続の電子化への対応》

- ・ 輸出物品販売場を営業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書 (一般型用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」も提出してください。